

## 公 示

四運技公第4号

道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第55条の規定に基づき、農耕トラクタ(大型特殊自動車及び小型特殊自動車)について下記のとおり基準緩和認定したので公示する。

令和2年1月30日

四国運輸局長 上園 政裕

関して、関係では、対象を表現である。

記

1. 認定番号及び認定日

四運技技第415号 令和2年1月30日

2. 対象となる自動車

農耕トラクタ (大型特殊自動車及び小型特殊自動車)

3. 基準緩和を認定する条項(緩和を要する条項に限る)

 保安基準 第2条第1項
 (幅)
 [002]

 第10条
 (操縦装置)
 [010]

【操縦装置の配置に限る】

第12条 (制動装置) [068]

【ABS 装備要件に限る】

第13条 (連結時の制動性能) [077]

第41条第3項 (方向指示器) [039]

【最外側からの取付位置に限る】

第41条の3第3項 (非常点滅表示灯) [041]

【最外側からの取付位置に限る】

## 4. 条件及び制限

(1) 保安基準第2条第1項(幅)の緩和を要する自動車

①農耕トラクタの後面及び運転者席には、幅を表示すること。 [181]

- ②道路法上の道路の運行にあたっては、道路管理者から特殊車両通行許可証を取得すること。
  〔184〕
- ③運行にあたっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。 [185]
- ④農耕トラクタの運転者席には、農耕作業用トレーラの幅を表示すること。 [182] 「幅の緩和を必要とする農耕作業用トレーラをけん引する場合に限る]
- (2) 保安基準第12条(制動装置)及び第13条(連結時の制動性能)の緩和を要する自動車

①運行速度は、15キロメートル毎時以下とする。

〔052〕 〔188〕

②農耕トラクタの後面及び運転者席には、けん引時の制限速度を表示すること。

(100)

③運行にあたっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。

[184]

## 5. その他

(1) 大型特殊自動車にあっては、自動車検査証の備考欄に「農耕トラクタ(単体)一括緩和」 [095] の記載を行うものとする。